

情報提供

那医発第 80 号
令和5年4月26日

施設長 各位

那霸市医師会
会長 友利 博朗
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致します。お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 110 号
令和 5 年 4 月 19 日

地区医師会担当理事 殿



「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」 を踏まえた各種規定の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについての通知となっております。

現在、国においては、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会が開催されております。

令和4年12月21日のデジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、対面講習等）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令の条項のうち、当該条項に係る規制の見直し（解釈の明確化を含む。）を実施することとされたものについて、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が公表されました。

当該工程表を踏まえ、令和4年度内に見直す予定とされた介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務について、オンライン等を活用することが可能であることを整理した旨の事務連絡が発出されたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

- 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて

(令和5年4月7日 (日医発第108号) (介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課: 赤嶺
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



4

日医発第108号(介護)

令和5年4月7日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤和彦

(公印省略)

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」
を踏まえた各種規定の取扱いについて

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、国においては、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会を開催しております。

令和4年12月21日のデジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、対面講習等）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令の条項のうち、当該条項に係る規制の見直し（解釈の明確化を含む。）を実施することとされたものについて、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が公表されたところです。

今般、厚生労働省より、当該工程表を踏まえ、令和4年度内に見直す予定とされた介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務について、オンライン等を活用することが可能であることを整理した事務連絡が発出されましたので、情報提供致します。

1. 適正な事務の実施のための報告の徴収等に関する取扱い

- (1) 介護保険法第69条の22第1項及び第2項の規定に基づく、介護支援専門員実務研修受講試験の登録試験問題作成機関への報告の徴収等並びに第69条の30第1項の規定に基づく指定試験実施機関への報告の徴収等
- (2) 介護保険法第115条の40第1項及び第115条の42第3項の規定に基づく、介護サービス情報の公表に関する指定調査機関及び指定情報公表センターへの報告の徴収等
- (3) 老人福祉法第18条第1項の規定に基づく老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者への報告の徴収等
- (4) 老人福祉法第18条第3項の規定に基づく身分証の提示

2. 介護支援専門員等に係る研修環境の整備

- (1) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修の実施

(2) 介護保険法施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の実施

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の定期的な調査等に関する取扱い

(1) 介護保険法第115条の45の2第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査等に関する取扱い

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」

(令5.3.31 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

以上

事務連絡
令和5年3月31日

各 都道府県
市区町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」
を踏まえた各種規定の取扱いについて

令和4年12月21日のデジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、対面講習等）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令の条項のうち、当該条項に係る規制の見直し（解釈の明確化を含む。）を実施することとされたものについて、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が公表されたところです。

今般、当該工程表を踏まえ、令和4年度内に見直す予定とされた介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務については下記のとおりとするので、内容を御了知いただくとともに、関係者等へ周知いただくようお願ひいたします。

記

1. 適正な事務の実施のための報告の徴収等に関する取扱い

（1）介護保険法第69条の22第1項及び第2項の規定に基づく登録試験問題作成機関への報告の徴収等並びに第69条の30第1項の規定に基づく指定試験実施機関への報告の徴収等

介護保険法第69条の22第1項及び第2項の規定により、厚生労働大臣及び同法第69条の14第2項に規定する委任都道府県知事は、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事務の状況に関する報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることができることとされている。また、同法第69条の30第

1項の規定により、都道府県知事は、指定試験実施機関に対し、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事務の状況に関する報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることができることとされている。

これらの報告の徴収等の実施については、施設・設備以外の実地でなくても確認できる内容について、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが可能である。活用に当たっては、対象機関の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

(2) 介護保険法第115条の40第1項及び第115条の42第3項の規定に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターへの報告の徴収等

介護保険法第115条の40第1項において、都道府県知事は、指定調査機関に対し、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事務の状況に関する報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させできることとされており、同法第115条の42第3項において、この規定を指定情報公表センターについて準用している。

これらの報告の徴収等の実施については、施設・設備以外の実地でなくても確認できる内容について、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが可能である。活用に当たっては、対象機関の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

(3) 老人福祉法第18条第1項の規定に基づく老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者への報告の徴収等

老人福祉法第18条第1項の規定により、都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンターの設置者等に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させできることとされている。

この報告の徴収等の実施については、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容について、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが可能である。活用に当たっては、対象者の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

なお、上記(1)～(3)の取扱いに関し、緊急性や重大性が認められる事案であって実地での対応が必要な場合については、実地による対応を迅速かつ適切に実施していただくようお願いする。

(4) 老人福祉法第18条第3項の規定に基づく身分証の提示

老人福祉法第18条第3項の規定により、同条第1項及び第2項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないとされている。

このうち、オンライン会議システム等を活用した質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を画面越しに提示するなどオンライン等を活用した提示が可能である。なお、実施に当たっては、画面越しに提示した際に、当該身分証が明確に視認出来るように留意する等のご配慮をお願いする。

2. 介護支援専門員等に係る研修環境の整備

(1) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修の実施

介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修（以下、「介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修」という。）に関し、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る手続きについてICT等を活用してオンラインで実施することが可能である。

また、厚生労働省において、都道府県、研修実施機関、研修向上委員会及び講師等のそれぞれに求められる役割、機能及び今後の活用に向けた留意点等を整理した「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」を作成し、全国担当者会議や事務連絡等で適時にお知らせしてきたところ。

各都道府県においては、研修実施機関や研修向上委員会と十分な連携を図りつつ、今後の介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修の実施において、受講の申込みや修了証等の発行を含めたオンライン研修環境の整備に取り組み、介護支援専門員の研修受講負担の軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただくようお願いする。

(2) 介護保険法施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の実施

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第22条の23第1

項に定める介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修についても、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る全ての手続についてICT等を活用してオンラインで実施することが可能である。

各都道府県におかれては、今後の介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の実施において、受講の申込みや修了証等の発行を含めた研修環境の整備に取り組み、研修受講負担の軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただくようお願いする。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の定期的な調査等に関する取扱い

(1) 介護保険法第115条の45の2第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査等に関する取扱い

介護保険法第115条の45の2第2項の規定により、市町村は定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、調査等を行うよう努めることとされている。

この実施については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが可能である。活用に当たっては、対象者の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

<関係資料一覧>

- 別紙1 デジタル臨時行政調査会（第4回）資料1
- 別紙2 デジタル臨時行政調査会（第4回）資料7-2
- 別紙3 デジタル臨時行政調査会（第6回）資料1

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

別紙 1

○構造改革のための デジタル原則

原則①
デジタル完結・自動化原則

原則②
アジャイルガバナンス原則
(機動的で柔軟なガバナンス)

原則③
官民連携原則
(GtoBtoCモデル)

原則④
相互運用性確保原則

原則⑤
共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の 点検・見直し対象の規律の範囲

国が定める規制

法律・政令・省令
(約1万)

※ 点検を行った結果、
アナログ規制を定める
条項が約5000存在する
ことが判明

告示(約1万)、
通知・通達(約2万)
指針・ガイドライン等

独立行政法人等が定
めるガイドライン等

独立行政法人等
が定める規律

○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズ の考え方(目視規制・実地監査の例)

目視規制

実地監査

定期検査

書面掲示

常駐専任

対面講習

往訪閲覧

検査・点検・監査

目視規制の中でも、健全度、長さ、高さ等、基準への適合性の判定を目的とするもの

調査

目視規制の中でも、土地や家屋等、実態・動向等の明確化を目的とするもの

巡回・見張

目視規制の中でも、施設や建物といったインフラ等の監視を目的とするもの

検査・点検・監査

Phase 1
目視・
実地監査規制

Phase 2
情報収集の遠隔化、
人による評価

Phase 3
判断の精緻化、自動化・
無人化

※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

代表的なアナログ規制である7項目

別紙2

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

アナログ規制の一括見直しの全体像

別紙3

赤下線部が当該事務連絡に係る内容

一括法案やデジタル手続法等を活用し、法改正、政省令改正、解釈の明確化等による規制の見直しを可能な限り一括的に実施。

規制類型	主な対応
<u>目視</u>	
実地監査	・政省令改正により対応
<u>定期検査・点検</u>	・解釈の明確化、運用の変更（通知等）により対応
常駐・専任	✓ 一部は、法改正に向けた技術検証等を実施予定
<u>対面講習</u>	
書面掲示	<p>一括法案で対応</p> <p>インターネットでの閲覧等を可能に</p> <p>✓ その他は、政省令改正や解釈の明確化、運用の変更（通知等）により対応 注）プライバシー要配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。</p>
往訪閲覧・縦覧	<p>デジタル手続法、e-文書法（※）の適用等により対応</p> <p>✓ 適用の前提となる政省令の整備を実施 注）プライバシー要配慮条項については、プライバシー保護とのバランスに配慮しつつ見直しを行う。</p>
FD等記録媒体	<p>一括法案で対応</p> <p>①デジタル手続法の適用拡大、②情報通信技術の効果的活用規定を受けた解釈・運用見直し ※ その他は、個別法令の改正等により対応</p>

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）
：個別法令において書面によることなどが規定されている手続きについて、当該法令の改正によることなく、デジタルで行うこととする特別法